

国立市立国立第二小学校 学校いじめ防止基本方針

学校いじめ防止基本方針の意義

いじめの問題は、児童・生徒が楽しく生き生きと学校生活を送ることを妨げる重大な人権上の問題です。児童の尊厳を守るために、保護者や地域の皆様と連携して、いじめの問題に真剣に取り組んでいきます。基本方針は、本校におけるいじめの問題を克服し、児童の尊厳を保持する目的のもと、いじめ防止対策推進法及び国立市いじめ防止対策推進条例等に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定めます。

いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、当該児童に対して、当該児童と一定の関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じておこなわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身に苦痛を感じているものをいう。

いじめの理解と防止

いじめは、どの学校でも、起こりうるものである。いじめの問題は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験することに加えて、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の立場になることもある。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする。

このため、いじめの防止にあたっては、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図ることが必要である。

いじめ問題への取組の基本的な考え方

いじめは、どの学校でもどの学級でも起こり得るという認識の下、常に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合は速やかに解決する必要がある。とりわけ、児童（生徒）の尊い命が失われることは決してあってはならず、被害拡大防止のため早期発見・早期対応を基本として取組を講じる必要がある。

いじめを生まない・許さない学校づくりを行う。

児童をいじめから守り通し、児童・生徒のいじめ解決に向けた行動をうながす。

教員の指導力の向上と組織的対応に取り組む。

保護者・地域・関係機関と連携して取り組む。

学校のいじめ防止等の具体的な取組

	未然防止	早期発見・早期対応	重大事態への対応
いじめを生まない・許さない学校づくり	○年間を通したあいさつの励行 4.9.1月に月目標として取り組む ○いじめ防止につながる授業の実施 ○職員研修の実施 7月	○高学年児童を対象としたスクールカウンセラーによる個別面接の実施 5年生・1学期 6年生・2学期 ○いじめアンケートの実施 6,11,2月	○原因の究明と今後に向けての対策 ○再発防止に向けた体制づくり
児童（生徒）のいじめ解決に向けた主体的な行動	○議題ポストを活用した意見の吸い上げ・相談活動	○いじめアンケートの実施 6,11,2月	○特別活動としての再発防止に向けた取組の検討
教員の指導力の向上と組織的対応	○いじめ防止基本方針の周知 4月 ○職員研修の実施 7月	○いじめ防止基本方針の周知 4月 ○職員研修の実施 7月	○原因の究明と再発防止に向けてのマニュアルの作成と研修の実施
保護者・地域・関係機関との連携	○国立第二小学校いじめ対策委員会の開催 5,9,1月 ○いじめ防止基本方針の周知 4月 ○学校アンケートの実施 12月	○国立第二小学校いじめ対策委員会の開催 5,9,1月	○発生した重大事態に対する誠意ある対応と、丁寧な説明 ○再発防止に向けての協議

◎発生時の対応 速やかな報告と生活指導夕会での情報共有。管理職、当該児童にかかわる職員でケース会議、いじめ対策委員会を実施し対応。重大事態発生時は校内組織、保護者地域連携組織を含めた「いじめ対策委員会」を実施。

学校でのいじめ防止等のための組織

国立第二小学校いじめ対策委員会

児童会活動・学級活動 道徳

- ふれあい月間等にいじめ防止につながる活動の工夫
- いじめ防止、早期発見等につながる日常的な指導

指導

校内推進組織

校内におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織

- いじめ問題対策推進担当者（生活指導主任）
- 管理職
- 教育相談担当
- 養護教諭
- B部会教員
- SC・SSW

保護者・地域との連携組織

保護者・地域関係者と連携したいじめ問題解決に向けての取組組織

<学校関係者評価委員会>

- 保護者代表
- 青少年地区育成会
- 民生・児童委員等
- その他地域関係者

連携

◎重大事態発生時の対応